

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上田市長

市町村名 (市町村コード)	上田市 (20203)
地域名 (地域内農業集落名)	塩田地区 (下本郷、上本郷、五加、中野、上小島、下小島、保野、舞田、八木沢、上手、院内、別所大湯、別所分去、十人、東前山、西前山、手塚、新町(塩田新町)、山田、野倉、平井寺、鈴子、石神、柳沢、下之郷、奈良尾、中組、下組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、水稻(転作作物:麦、大豆、そば等)や、果樹(りんご、ぶどう)を中心に栽培が行われている。
- ・高齢化等による農業者の減少が課題となっている。
- ・水田については基盤整備済みの農地も多いが、施工が古く水路、農道の老朽化が見られる。
- ・雨が少ない地域であるため、ため池等を利用した営農が行われており集団転作が推進されている。
- ・小規模農地が存在し、集約・集積が進みづらい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き、水稻(転作作物を含む)、果樹(りんご、ぶどう)を主要作物とする。
- ・水田農業では、小麦、大豆等の集団的な栽培を推進し、経営所得安定対策を活用し、所得確保を図る。
- ・地域内外を問わず、新規就農者確保に向けた取組を進める。
- ・農道整備や水路改修を含めた基盤整備事業の検討を行う。
- ・中山間直接支払事業や多面的機能支払事業を活用し、多様な担い手により農地利用、保全管理を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	850 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	850 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地で、農業上の利用が行われる区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の認定農業者や新規就農者の意向をふまえ、小規模農家や離農者の状況も把握し、調整を図りながら農地集約・集積を進めるとともに、地域内外を問わず多様な経営体の参入を促進する。 集団転作を行う地区においては、営農推進委員会が中心となって集団転作範囲を決め、認定農業者、集落営農組織で小麦、大豆の集団的栽培に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構への貸付を行い、担い手の経営意向をふまえ、段階的に集約化を進める。必要に応じ再配分を行い、作業集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
大区画化や水路、農道等の機能回復のための基盤整備事業の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJA等関係機関と連携し、地域内外ら担い手の確保、育成に向け取組を進め、新規就農に係る相談から営農定着まで切れ目のない取組を展開する。新規農業法人の誘致や集落営農組織の活性化に向けた取組を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑤優良な樹園地を荒廃化させないように引退意向のある農業者から新規就農者等へ樹園地継承を進める。 ⑦中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等を活用し、農地や農道、水路等の保全・管理を行う。				